(問) 常勤の管理栄養士等が併設する複数の施設を兼務する場合に、それぞれ の施設において「栄養管理体制加算」を算定することは可能か。

(答)

- 1. 常勤の管理栄養士等が、併設する複数の施設を兼務する場合の「栄養管理体制加算」の取扱いについては、利用者負担の公平性を確保する等の観点から、それぞれの施設において、当該施設の利用定員の単価に基づく「その他栄養士配置加算」を算定することも差し支えない。
- 2.ただし、1人の常勤の管理栄養士等が複数の施設を兼務した場合に、当該加算の算定の対象となるのは2施設までとする。
- 3. なお、この場合にあっては、各都道府県知事へ兼務する2つの施設の名称及び 所在地を届け出る必要があるが、都道府県において既に当該加算に係る届出を受 理している場合には、必ずしも当該加算に係る届出の再提出を求める必要はなく、 必要に応じて確認すること等により対応されたい。

【加算の算定イメージ】

